

仕 様 書

陸 上 自 衛 隊

高田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 業務件名

令和9年度陸上自衛隊高田駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊高田駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更する場合がある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項の規定により、使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還しなければならない。また、丙は、この場合に係る一切の補償を国に対し請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、次に掲げる資格を満たさなければならない。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有するもの
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者。
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等の法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員いう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び（７）から（１０）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

6 設置場所

展示即売店の設置場所については、国有財産使用許可書の記載に基づき、乙が指定する場所とする。

7 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納しなければならない。

8 業務期間

- (1) 令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間において、乙が許可した期間とし、１業者当たり年間通算３０日を限度とする。
- (2) 設置及び撤去等に要する期間も当該期間に含まれるものとする。
- (3) 原則業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。
- (4) 使用許可日数については、使用許可の相手方１件当たり、連続して１０日を超えず、申請時に使用日を明示させるものとする。
- (5) 申請後の使用日の変更は、やむを得ない事由が存在する場合を除き認めない。

9 費用負担

本業務に伴う一切の費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、常に火災、盗難の予防及び保安について心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償の他の申し立てを行わないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀、衛生及び人事管理等のこれらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告しなければならない。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報保全（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）個人情報の保護を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) 丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他の業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害の賠償をするものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、丙の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、国に対し、損害の賠償その他申立てをしないものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除する場合は、解除しようとする日から2ヵ月前に甲等に通知し、甲等の指示に従い当該業務を解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更してはならない。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 展示即売会の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料等の経費を負担しなければならない。
- (5) 丙は、営業許可が必要な商品を販売する場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (6) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 丙は、業務終了後、業務に利用した場所周辺を清掃し担当職員の点検を受けるものとする。
- (8) 丙は、営業日毎における売上日報（様式第1）を営業日から3日以内までに提出するものとする。
- (9) 丙は、本業務の従事者に関する書類（様式第2、様式第3）及び担当職員が指示するその他の書類を担当職員に提出しなければならない。
- (10) 丙は業務に使用する物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す環境特定調達品目である場合、その判断の基準等を満たすものであること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

売 上 日 報

展示即売店開催日：令和 年 月 日

業 者 名：_____

商品名	規 格	数 量	単 価	金 額
合 計				

※ 連続する日に展示即売店を実施した場合においても、実施日毎に作成すること。

展示即売店従事者名簿

業 者 名 : _____

代表者氏名 : _____ ⑩

(令和 年 月 日現在)

従事者氏名	年 齢	住所及び電話番号

※注 この名簿の記載内容に変更があった場合は、その都度、担当職員に提出するものとする。

自動車による営業販売店従事者名簿

業 者 名 : _____

代表者氏名 : _____ ⑩

(令和 年 月 日現在)

従事者氏名	年 齢	住所及び電話番号

※注 この名簿の記載内容に変更があった場合は、その都度、担当職員に提出するものとする。